



柏ビレジ・ニュース

柏ビレジ自治会発行



1990年12月15日

文化祭を終えて

実行委員長 北原 テル

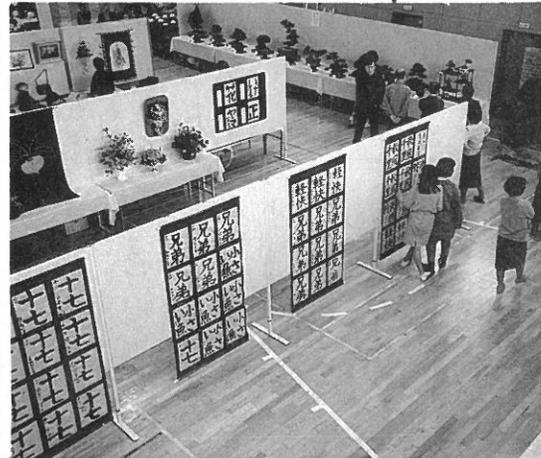
曇り空とはい、ながら、寒さも例年よりしのぎやすかった十一月十八日、恒例の第五回ビレジ文化祭が花野井小学校体育館で開催されました。会場において頂いた方達は約四百名でした。展示された作品は、盆栽・生花・手芸・書・パンフレット・染織・刺繍・パッチワークキルト・墨絵・油絵・アートフラワー・写真・幼児ルーム等十数種類で何れも見事なものでした。静かに観賞する人、出品者の説明を聞く人、作品を教えていただきたいと尋ねる人、熱心な方々が大勢居りました。

午後からの出演の部では民謡・詩吟・歌曲・朗詠・三味線・マリンバと飛び入りもあり、バラエティに富んだ催しに会場の皆さんから盛大な拍手が送られ、ビレジ音頭の踊りで幕がとじられました。

自治会の活動と共に、有意義な交流が行われました事を大変嬉しく思いました。ご協力をいただきました花野井小学校の先生方、並びに作品の出品や、出演された方、ガールスカウト、自治会役員の皆様に厚く御礼申し上げます。



お茶席は、制服姿のガールスカウトのお嬢様方が、次々とみえるお客様に対ししとやかにお茶とお菓子を接待され、和やかな会話がはずむ光景が見受けられました。



柏ビレジ大もちつき大会

★ 1月13日 (日)

10時～15時

★ 柏ビレジ近隣公園

・毎年つき手、こね手が不足しております。

子供たちのためお父様、お母様奮ってのご協力をお願いいたします。

出品者の声

文化祭に想う

過去二年ほどは裏方として、今年出品者の一人として参加させて頂き、大変意義深い事だったと感謝しております。

毎年会場内を覗いて回わるうち、作品の素晴らしさには足止めさせられます。生花、書、手芸、染色等、作品は様々ですが、出来栄には感心させられます。

このビレジに、こうした方々が沢山住んでいらつしやると思うだけでも心豊かになり、私も頑張らなくてはと励まされます。この様な文化祭等の催しを通して、住民同志の交流を計り皆が親しく顔見知りになつて行けば、もっと住みやすいビレジに、明るい環境になって行くでしょう。

それにしても準備と後片づけの時間に比べて、催されてる時間があまりにも少ない(僅か六時間)し、会場にもっと沢山の方々に来て頂き、それをきっかけに多くの才能ある住民の参加意識を高めて、増々内容のある文化祭となる様希望します。

素晴らしい数々の作品が沢山の人の目に止まり、質の高い文化祭に発展する様祈っております。

最後に開催に係りました皆様、いろいろ楽しませて頂き有難うございました。



柏ビレジ建築協定

運営委員会広報

運営委員長 手鹿 啓

一、認可申請書提出について

「柏ビレジ建築協定期間更新のための認可申請」については、この六月以来土地所有者等の皆様のご理解とご協力を得て作業を進めて参りましたが、去る十月二十六日にこの認可申請書

を柏市長宛に提出しましたことをお知らせいたします。

内容としては現協定期間一、二九二区画に対し、不同意な八区画を除き一、二八四区画となりました。

委員会としては申請書通り認可されるものと推測いたしております。

不同意八区画については委員の再三の要請にも同意を得られず、これ以上の時の遷延がゆるされませんので、この八区画を除外せざるを得ませんでした。なお不同意八区画の隣家にはこの旨をお知らせしてあります。

認可後も建築協定に加入する方が開かれておりますので、今回不同意であった方々も地域の住居環境の維持などを考慮され、ご再考願えれば有難いと思っております。

二、土地所有者等の変更について

前述のとおり、認可申請書は提出いたしました。認可になるまでの間に土地所有者等に変更のあった場合は、追加手続きを取らねばなりません。

従って、相続または売却等で土地所有者等の名義を

変更した場合は、必ず担当委員までご連絡願います。

(二)注意

花野井地区建築協定期間と協区域、特区域は対象外であります。

防火防災訓練等の

必要性について

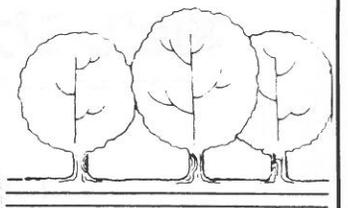
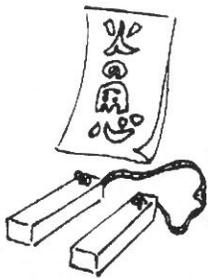
環境部 笹本 進

私の貴重な財産や命を、短時間に奪ってしまう恐ろしい火災は、冬期から春先にかけて多く発生しておりますが、時間帯では夜中の一時、二時台が最も危険といえます。又熟睡していて発見が遅れた事により、あるいは泥酔により死に至る事も少なくありません。死因は火傷、一酸化炭素中毒、窒息によるものです。一一九番通報から消防隊の到着まで平均五〜六分かかる現状下では、出火後四〜五分が運命の別れ目といわれております。この時間内にいち早く発見し、初期消火すること、大切な財産や命を守り、隣近所に迷惑をかけずに済むことができるということです。その為には日頃からの火災

に対する認識、心構えと訓練が必要となります。心構えとは、先ず火災を発生させない環境作り、例えば可燃物の整理整頓、就寝前に火の気を断つ等であり、日頃の訓練とは、家庭の消火器の使用方法をよく理解しておき、年に一度位は、実際に作動させたり、自治会主催の訓練に参加すること等といえるでしょう。

自治会ではこれまでに何度か防火訓練を実施しておりますが、これからも消防署の協力を得て実施する予定です。

秋の防火訓練は終了致しましたが、この柏ビレジからは、今後も一件の火災も出さないよう心がけたいと思っております。



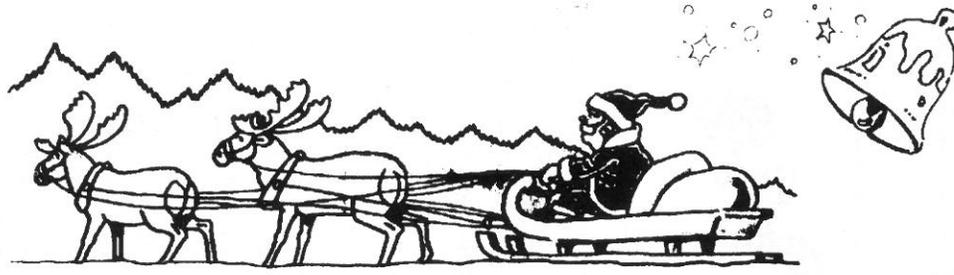
編集後記

平成元年は、内外各地で象徴的な出来事が次々と起こり、時代の転換点を示す年と言われました。明けて、新しい時代の幕明けの年、一九九〇年がスタートしました。が、またもや大事件が勃発し、世界中が息を殺して見守っているうちに、早くも師走です。

紅葉、落葉、木枯し……等々、一応年の瀬の風物を見せて、今年も暮れようとしていますが、十二月に入ってから台風がきたり、記録的な暖かさが続いたり、気候も相当に狂っています。来年も何か大変な事が起こらなければ良いのですが……。

それでは、平成二年の最後に、来年の干支「ヒツジ」について少々。

羊は、動物分類学上は、偶蹄類反芻亜目ウシ科ヒツジ属に属する。(蹄が二つに分かれ、反芻胃をもつウシやヤギに近い動物)。紀元前八〇〇〇年頃、現在のイラク北部地方に現存する野生の羊から家畜化され、それ以降人間の傍に住むようになった。現在、世界各地に約十一億頭、種類も品種改良の結果、一〇〇〇種を越えると言われている。五才頃が全盛期で、六才になると歯が抜け始め、七〜八才になると草を食べることが難しくなり、餓死してしま



運動広場使用についてのお知らせ

No.	項目	使用条件
1	使用時間帯	午前9:00~午後5:00
2	使用時間帯以外の時間	原則として施錠することとする。
3	野球場	①少年野球および女子ソフトボールに限定する。 ②正規の借り手であることを第三者に解るようにする。
4	運動広場	地域住民のスポーツ振興と地域青少年の健全な育成のために活用することを原則とする。 (1)禁止事項 ①少年野球の待機チームの練習は禁止する。 ②サッカーの試合は禁止する。 (2)設備等について ①恒久的な設備はしない。 ②サッカーのポスト等は設置しない。また持ち込みを禁止する。
5	目的外、時間外の使用ルール	(1)使用目的により判断する。 青少年の健全な育成のための活動であり、 ①騒音 ②交通 ③芝生の育成 等に問題がなければ、管理者の判断で貸し出すこととする。 (事例) ①地域小学生の早朝ラジオ体操 ②ボーイスカウト } のキャンプ ガールスカウト }
6	車の使用を最少限にする	(1)使用申込時に注意 使用申込書に注意文を明記し、受付窓口で申込時に注意する。 (2)車の使用で違反があった場合 車の使用違反が判明した場合は該当チームに一定期間の貸し出しを禁止する。
7	使用の申込	柏市民体育館

●詳しくは柏市教育委員会社会体育課(電話67-1111)までお問合せ下さい。